

# 登米市病院事業経営改善等支援業務 公募型プロポーザル審査基準

## 1 基本的な考え方

当該事業にふさわしい契約候補者を選定するに当たり、企画提案の内容における各審査委員の評価点の合計を審査委員数で除した平均点（以下「点数」という。）が最も高い提案者から順に契約候補者を選定するものとする。ただし、点数が 60 点に満たない場合は、契約候補者となり得ない。

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「登米市病院事業経営改善等支援業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「実施要領」という。）に規定する条件を満たす者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

## 2 企画提案書等の審査会

登米市病院事業経営改善等支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、実施要領に基づく申込者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対し、ヒアリングを行う。

- (1) 審査委員会の開催は、令和 6 年 5 月 23 日（木）に予定する。ただし、日程等に変更があった場合は、別途提案者あてに通知する。
- (2) ヒアリングでは、審査委員による質疑の時間を設ける。

## 3 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提案者から提出された提案に対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、後段に定める評価方法に基づき審査を行う。
- (3) すべての提案者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、点数の順位によって最優秀提案者と優秀提案者を決定する。
- (4) 審査集計の結果、同点の場合は審査委員会委員の全員による多数決をもって決定し、更に同数の場合は委員長が決定する。

## 4 企画提案書等の評価方法

- (1) 評価項目は別紙のとおりとする。
- (2) 提案者の企画提案書内容において、A・B・C・D・E の評価を行う。
  - ① A の評価・・・優秀である。
  - ② B の評価・・・満足である。
  - ③ C の評価・・・平均的である。
  - ④ D の評価・・・物足りない。
  - ⑤ E の評価・・・劣っている。

【別紙】

◎下表の「評価のポイント」欄に基づき、それぞれ次の5段階で評価し、各審査委員の評価点の合計を審査委員数で除した平均点により、順位を決定する。

- A：優秀である（配点×1.0）、B：満足である（配点×0.8）、  
 C：平均的である（配点×0.6）、D：物足りない（配点×0.4）、  
 E：劣っている（配点×0.2）

	評価項目	評価のポイント	配点 (合計 100 点)	
1	業務実績	類似業務を受託した実績は十分か。	5	5
2	取組内容	(1) 仕様書の内容に即した提案であるか。	5	55
		(2) 県内や県北、二次医療圏における登米市の医療提供の状況及び受療状況、地域医療構想における登米市民病院の役割りや位置づけ、現状並びに課題についての的確に把握しているか。	10	
		(3) 短期的・中長期的に本市病院事業の経営改善に寄与し、実現可能な提案であるか。	15	
		(4) 客観性に基づき、具体的な手法が検討された提案であるか。	15	
		(5) 他病院の事例等を有効に活用できている提案であるか。	10	
3	実施体制	(1) 仕様書で要求している業務内容に関して、専門的知識を有した者が配置されているか。	5	20
		(2) 業務遂行の際の各部門への支援や助言、相談等のサポート体制が十分に配置されているか。	15	
4	経済性	配点×（提案のあった最低見積額／提案者の見積額） ※小数点第2位を四捨五入した数値とする。	5	5
5	自由提案等	積極的な取組への意欲、セールスポイント及び仕様書記載以外の独自提案について評価する。	15	15